

1. 障害・障害者への理解促進と共生

(1) 障害・障害者への理解促進

障害・障害者への理解促進と意識改革を通じて、共生社会の実現をめざす取組を行い、行政・企業の職員研修やボランティア活動を通じて、障害・障害者への理解促進を図っていきます。

①共生社会づくり運動の推進

◆1(1)①-1 共生社会づくり運動の推進

(健康福祉部 障害福祉課)

- ・あおもり共生社会づくり推進会議で作成した「障害を知るためのガイドブック」による障害及び障害者の理解等の推進
- ・ヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発

②行政、企業における職員研修

◆1(1)②-1 職員研修での理解促進

(健康福祉部 障害福祉課)

- ・県及び市町村職員等を対象とした初任者研修において、障害者差別解消法の趣旨等を説明
- ・県民の集会等に直接出向いて説明する出前トーク等において、障害者差別解消法の趣旨等を説明

(2) 広報・啓発活動

だれもが、どこでも、自立し、安心して、共に暮らせる「共生社会」の実現を目指して、県民の障害・障害者に対する理解が図られるよう、広報・啓発活動を推進します。

①障害者週間（12／3～9）

◆1(2)①-1 「心の輪を広げる体験作文」「障害者週間のポスター」募集

(健康福祉部 障害福祉課)

障害者への理解を促進するため、「障害者週間」（12/3～9）に 合わせて作文・ポスターを募集（内閣府との共催）。

- ・作文の優秀作品を知事表彰
- ・「障害者週間」啓発用ポスターを関係機関、関係団体等に配布

②広報活動の展開

◆1(2)②-1 マスコミ等による広報活動により理解と参加促進

(健康福祉部 障害福祉課)

広報誌やラジオなど県の広報計画を活用し、県民の福祉活動への理解と参加を促進する。

- ・盲導犬や車いす使用者用駐車場、ヘルプマーク・ヘルプカード、障害者差別解消法に対する県民の理解推進

③障害者本人の意見の反映

◆1(2)③-1 各種審議会等委員への障害者の委嘱

(健康福祉部 障害福祉課)

障害者本人の意見を施策へ反映させるため、障害者に直接かかわる各種審議会等委員への障害者当事者、その家族の委嘱を行う。

2. 生活支援の充実

(1) 利用者本位の生活支援体制の整備

障害者が住み慣れた地域の中で生活し、社会参加するためには、保健・医療・福祉等各種サービスに関する相談・助言体制の確立や情報提供の推進を図る必要があります。

併せて、第三者評価機関による客観的なサービス評価を行う等、障害者が各種サービスを安心して利用できる環境を整える必要があります。

①相談・支援体制の整備・充実

◆2(1)①—1 あおもり地域保健・医療・福祉総合推進事業 (健康福祉部 健康福祉政策課)

県民が生涯にわたり地域において安心して生活ができるよう、市町村における保健・医療・福祉包括ケアシステム構築を支援。

- 青森県保健・医療・福祉包括ケアシステム推進協議会

| | H3O | R1 | R2 | R3 | R4 |
|---------------------|------------|------------|------------|------------|--------|
| 市町村包括ケア会議 検討ケース数 | 件 1,891 | 件 1,731 | 件 1,547 | 件 1,516 | 件 — |

◆2(1)①—2 地域生活定着支援事業

(健康福祉部 健康福祉政策課)

高齢又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院）退所予定者又は刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等について、退所後又は釈放後直ちに福祉サービス等につなげるための準備を保護観察所と協働して進める青森県地域生活定着支援センターを設置し、対象者の社会復帰を支援する。（H23～・被疑者等支援業務はR3～）

- コーディネート業務：福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、受入先施設等のあっせん又は福祉サービス等に係る申請支援等を行う。
- フォローアップ業務：対象者を受け入れた社会福祉施設等に対して必要な助言を行う。
- 相談支援業務：本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行う。
- 被疑者等支援業務：保護観察所からの依頼に基づき、被疑者・被告人等の福祉ニーズ等を確認し、受入先施設等のあっせん又は福祉サービス等に係る申請支援等を行う。

◆2(1)①—3 生活困窮者自立相談支援事業

(健康福祉部 健康福祉政策課)

複合的な問題を抱えた生活困窮者をアウトリーチ等の手法により積極的に把握した上で、相談を受け付け、アセスメント、スクリーニングを経て関係機関へつなぐ、あるいは支援プランを作成し自立相談支援機関自らが対象者に寄り添いながら自立に至るまでの支援を実施する。

| | H3O | R1 | R2 | R3 | R4 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 新規相談受付件数 | 823 件 | 575 件 | 806 件 | 837 件 | 681 件 |
| プラン作成件数 | 349 件 | 351 件 | 407 件 | 448 件 | 386 件 |
| 就労支援対象者数 | 106 件 | 100 件 | 118 件 | 95 件 | 99 件 |
| 就労者・増収者 | 65 人 | 59 人 | 41 人 | 37 人 | 53 人 |

②わかりやすい総合相談窓口の設置と利用手続きの簡素化

福祉サービス等に関する総合相談窓口に向けた支援や各種サービスの利用手続きの簡素化により、サービ

ス利用者等の利便性の向上を推進します。

◆2(1)②—1 相談支援事業

(健康福祉部 障害福祉課)

障害者等への必要な情報の提供、助言、その他障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助の実施。H18以降、全市町村で実施

- ・福祉サービスの利用援助
- ・社会資源を活用するための支援
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・ピアカウンセリング
- ・権利擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介

◆2(1)②—2 行政手続オンライン化推進整備事業

(企画政策部 DX推進課)

行政手続の申請を受付窓口に出向くことなく、自宅や職場のインターネットを利用して電子的に行政手続を申請できる「青森県電子申請・届出システム」を運用する。

(2) 障害者の権利擁護の推進

障害者が社会参加したり、各種福祉サービスを利用するときには、意思決定等において障害者本人の権利が尊重されなければなりません。

また、日常生活においても、障害者の権利擁護を推進し、安心して社会参加できる環境づくりを進め、福祉サービス等に関する苦情相談体制を整える必要があります。

一方、判断能力が不十分な人に対する成年後見制度など、障害者の権利擁護システムについて利用の促進を図ります。

①障害者の権利擁護体制の整備

障害者の人権侵害等に対する問題解決を図るため、人権擁護の啓発を行うほか、相談支援体制の整備に努めます。

◆2(2)①—1 「障害者110番」運営事業

(健康福祉部 障害福祉課)

常設窓口を設置し（相談員2人配置）、障害者の権利擁護に係る相談等に対応する。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|--------|------|------|------|------|
| 相談件数 | 1,049件 | 910件 | 978件 | 944件 | 532件 |

◆2(2)①—2 日常生活自立支援事業

(健康福祉部 健康福祉政策課)

ひとり暮らしの認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人の権利を擁護し、地域で自立した生活が送れるような支援体制の整備。

- ・日常生活自立支援センター設置事業（青森県社会福祉協議会に設置）
- ・日常生活自立支援サービス実施事業（県社協が県内9基幹的社協に委託して実施）

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-----------|------|------|------|------|------|
| 実績(実利用者数) | 596人 | 637人 | 672人 | 682人 | 648人 |

◆2(2)①—3 障害者差別解消推進事業

(健康福祉部 障害福祉課)

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）に基づき、障害者及びその家族等からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に対応するための体制を整備するとともに、関係者等による障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障害を理由とする差別を解消するための協議等を行う。

- ・障害者差別解消相談事業の実施（青森県身体障害者福祉協会委託）

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 相談等件数 | 24件 | 12件 | 10件 | 27件 | 22件 |

②苦情相談解決体制の充実

福祉サービス等に関する苦情相談解決体制を整備し、公正・中立的な立場から問題の解決を図ります。

◆2(2)②-1 福祉サービス苦情解決事業

(健康福祉部 健康福祉政策課)

福祉サービスに対する利用者等からの苦情を適切に解決するための支援体制の整備に要する経費を補助。

- 運営適正化委員会の設置運営（青森県社会福祉協議会にて実施）

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 苦情受付件数 | 27件 | 30件 | 29件 | 28件 | 26件 |

③虐待防止体制の整備

◆2(2)③-1 障害者権利擁護事業

(健康福祉部 障害福祉課)

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）に基づき、県は障害者権利擁護センター、市町村は市町村障害者虐待防止センターの機能を果たすこととなっている（県の障害者権利擁護センターは本庁（障害福祉課）と青森県社会福祉協議会（委託））。このため、県では障害者虐待に関する相談等に応じるとともに、市町村や障害者福祉施設の従事者や管理者等を対象とした研修会を実施する。また、県障害者権利擁護センター及び市町村を対象に、専門職（社会福祉士、弁護士）による相談を実施し、対応力の向上や対応体制の整備の推進等を図る。

- 青森県障害者権利擁護センター設置運営事業の実施（青森県社会福祉協議会委託）

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 相談等件数 | 23件 | 28件 | 35件 | 47件 | 64件 |

- 障害者虐待防止・権利擁護研修事業の実施（青森県社会福祉協議会委託）

| | H30 | R1 | R2※ | R3 | R4 |
|--------|------|------|-------|-------|-------|
| 研修参加者数 | 520人 | 520人 | 1934人 | 2038人 | 2873人 |

※インターネットによる動画配信により実施しており、数字は参加申込者数。

- 障害者権利擁護相談支援事業（青森県社会福祉士会委託）

◆2(2)③-2 高齢者権利擁護相談支援事業（H24～）

(健康福祉部 高齢福祉保険課)

市町村及び地域包括支援センターを対象に、社会福祉士と弁護士による専門職チームが高齢者の虐待対応等権利擁護に関する相談を実施することにより、市町村における高齢者虐待への対応力の向上及び対応体制の整備の推進を図る。

- 高齢者虐待に係る対応困難事例に関する相談
- 市町村の高齢者虐待対応に係る体制づくりに関する相談
- その他高齢者虐待等権利擁護に関する相談

(3) 障害福祉サービスの充実

障害者総合支援法の施行により、身体障害、知的障害、精神障害の他に難病患者等も障害福祉サービスの対象となりました。

この法律の趣旨に基づき、障害者の性別、年齢、障害の状態に配慮し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの量を計画的に提供することとしています。

◆2(3)－1 市町村障害福祉計画及び青森県障害福祉サービス実施計画の策定

(健康福祉部 障害福祉課)

第6期（令和3～令和5年度）の青森県障害福祉サービス実施計画及び市町村障害福祉計画により、障害福祉サービスを計画的に提供。

(4) 地域生活支援サービスの充実

障害者が住み慣れた地域で安心して生活し、性別、年齢、障害の状態に配慮し、社会参加できるよう、在宅での生活を支えるサービス提供体制の整備をさらに推進する必要があります。

また、経済的にも安定した生活を営めるような支援を行う必要があります。

①地域での生活を支援する在宅サービスの充実

障害者の社会参加を促進するため、地域生活支援事業の充実を図るとともに、意志疎通手段の確保、補装具・日常生活用具等給付事業の推進、障害者の社会活動等の推進を図ります。

◆2(4)①－1 社会参加支援事業（県）

(健康福祉部 障害福祉課)

県が実施している地域生活支援事業の中の一事業として実施。

- ・県障害者社会参加推進センター運営事業
- ・芸術・文化講座開催等事業
- ・スポーツ・レクリエーション教室の開催
- ・奉仕員養成事業（手話・要約筆記・点訳・朗読）
- ・サービス提供者情報提供等事業
- ・精神障害者家族学習交流会 他

◆2(4)①－2 社会参加支援事業（市町村）

(健康福祉部 障害福祉課)

市町村が実施している地域生活支援事業の中の一事業として実施。

R3年度→ 6市町村で実施

- | | |
|-----------------|-------|
| ・レクリエーション教室開催事業 | 1市で実施 |
| ・点字・声の広報等発行事業 | 4市で実施 |
| ・奉仕員養成研修 | 1市で実施 |

◆2(4)①－3 補装具の給付等

(健康福祉部 障害福祉課)

身体障害者（児）の身体の欠損又は機能の損傷を補い、日常生活又は職業活動を容易にする義肢・車椅子・補聴器・視覚障害者安全つえ・装具の給付（交付・修理）を行う。（全市町村で実施）

| 給付状況 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 障害者 | 3,513件 | 3,454件 | 3,194件 | 3,100件 | 2,987件 |
| 障害児 | 888件 | 1,078件 | 1,063件 | 970件 | 842件 |

◆2(4)①—4 日常生活用具の給付

(健康福祉部 障害福祉課)

重度身体障害者（児）及び知的障害児の日常生活がより円滑に行われるよう、浴槽等の日常生活用具（住宅改修費を含む）を給付（貸与）し、日常生活の便宜を図っている。（市町村事業）

| 給付状況 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 障害者 | 31,756 件 | 32,521 件 | 34,922 件 | 32,442 件 | 34,654 件 |
| 障害児 | 2,557 件 | 2,305 件 | 2,433 件 | 2,048 件 | 2,036 件 |

◆2(4)①—5 介護保険制度

(健康福祉部 高齢福祉保険課)

介護を要する状態となっても、可能な限り自立した日常生活ができるように必要な介護サービスを総合的に提供する。市町村は保険者として介護保険制度を運営する。

◆2(4)①—6 放課後児童健全育成事業

(健康福祉部 こどもみらい課)

児童館や児童センター、保育所、学校の余裕教室、団地集会所など身近な社会資源を利用して、放課後児童の育成・指導、遊びによりその健全育成を図る。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 市町村数 | 13 市町村 | 17 市町村 | 18 市町村 | 19 市町村 | 16 市町村 |
| クラブ数 | 75 クラブ | 59 クラブ | 70 クラブ | 80 クラブ | 75 クラブ |

- 登録児童に障害児が含まれているクラブ（中核市を除く。）

◆2(4)①—7 障害児者歯科保健支援体制強化事業

(健康福祉部 がん・生活習慣病対策課)

障害児者に対する歯科健康診査の推進及び歯科医師の専門研修等の実施、障害児者歯科保健体制整備を図る。

- 障害児者歯科病院・診療所ネットワーク運用状況検証会議

障害児者歯科病院・診療所ネットワークの運用状況について検証を行うとともに、障害児者歯科保健医療体制のあり方等を協議し、障害児者歯科保健医療の推進を図る。（ネットワーク運用状況検証会議はR2で廃止し、R3からは「歯と口の健康づくり推進協議会」において検証・協議を実施）

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|-----|----|----|----|----|
| 開催回数 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |

- 在宅歯科医療連携室整備事業

要介護高齢者や障害児者の歯科医療や口腔ケアの推進を目的として、平成 22 年度の在宅歯科診療体制整備のための機材購入後、以下の取組を実施。

平成 23 年度 在宅歯科医療を希望する者に対する相談・連絡調整の実施

歯科医師へのポータブルユニット（4 台）貸与

平成 25 年度 ポータブルユニット追加購入で計 10 台（9 か所配備）

平成 26 年度 在宅歯科医療サービス充実のための歯科支援車 1 台

令和 2 年度 ポータブルユニット追加購入で計 12 台（9 か所配備）

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|---------|-------|-------|-------|------|------|
| 延連絡調整回数 | 34 回 | 40 回 | 27 回 | 24 回 | 24 回 |
| 延貸与回数 | 132 回 | 160 回 | 100 回 | 81 回 | 36 回 |

- 口腔ケア及び口腔機能向上推進事業

要介護高齢者や障害児者の健康を維持していくため、歯科衛生士が養護学校、障害者施設、介護保険施設の入所者への口腔ケアを行い、口腔機能の向上を図る。（青森県歯科衛生士会委託）

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-------|------|------|------|------|------|
| 延実施回数 | 25回 | 24回 | 16回 | 15回 | 16回 |
| 延実施者数 | 673人 | 653人 | 257人 | 271人 | 175人 |

◆2(4)①—8 精神科救急医療システム

(健康福祉部 障害福祉課)

夜間・休日など緊急時における適切な医療の確保するため、病院群輪番制により精神科救急医療施設を確保し、精神科救急医療体制を整備する。

- 実施体制：22病院（6保健医療圏域毎に実施）
- 運営時間：夜間17時～翌9時、休日9時～17時
- 空床確保：当番病院1床確保

対応件数

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 総数 | 1,466件 | 1,492件 | 1410件 | 1376件 | 1649件 |
| 電話相談 | 574件 | 661件 | 728件 | 734件 | 1029件 |
| 外来受診 | 595件 | 527件 | 401件 | 353件 | 354件 |
| 入院 | 297件 | 304件 | 281件 | 289件 | 266件 |

◆2(4)①—9 ホームヘルパー制度（介護員養成研修事業）

(健康福祉部 高齢福祉保険課)

訪問介護員の確保のため、県知事が指定した介護員養成研修事業者が実施する。

指定訪問介護員養成研修事業者数（令和3年度末）：32か所

| 研修修了者数 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-------------|------|------|------|------|------|
| 基礎研修課程 | — | — | — | — | — |
| 1級課程 | — | — | — | — | — |
| 2級課程 | — | — | — | — | — |
| 初任者研修課程 | 709人 | 651人 | 600人 | 580人 | 513人 |
| 生活援助従事者研修課程 | 0人 | 0人 | 8人 | 0人 | 17人 |

※研修体系の変更により基礎研修課程等はH25で終了

※生活援助従事者研修課程はH30から開始

◆2(4)①—10 社会福祉従事者の研修

(健康福祉部 健康福祉政策課)

県立保健大学で、行政職員、社会福祉事業等従事者等を対象とした福祉分野の研修を実施。

（障害者関係の研修は3種目）

◆2(4)①—11 福祉人材センター運営事業

(健康福祉部 高齢福祉保険課)

社会福祉事業従事者及び社会福祉事業に従事しようとする者の専門的知識・技術及び意欲を高め、もって県民のニーズに対応した適切な福祉サービスを提供していくため「青森県福祉人材センター」を運営する。（青森県社会福祉協議会に委託）

| | H3O | R1 | R2 | R3 | R4 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 有効求人申込 | 7,650 件 | 8,757 件 | 6,943 件 | 7,178 件 | 6,803 件 |
| 有効求職申込 | 3,248 件 | 2,616 件 | 1,937 件 | 1,897 件 | 2,340 件 |
| 紹介人数 | 248 人 | 227 人 | 152 人 | 222 人 | 188 人 |
| 就職人数 | 171 人 | 209 人 | 129 人 | 139 人 | 200 人 |

◆2(4)①—12 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業 (健康福祉部 こどもみらい課)

小児慢性特定疾患児に対し、特殊寝台、特殊便器、歩行支援用具等の日常生活用具の給付を行い、日常生活の便宜を図る。※中核市を除く。

| | H3O | R1 | R2 | R3 | R4 |
|--------|------|-------|-------|-------|-------|
| 実施市町村数 | 3 市町 | 3 市町村 | 1 市町村 | 2 市町村 | 3 市町村 |

◆2(4)①—13 発達障害者支援体制整備事業 (健康福祉部 障害福祉課)

発達障害者本人及びその家族は、社会生活上、様々な困難を抱えており、その障害特性から、何らかの他者によるサポートが必要であるため、次により適切な支援を行う。

- ・発達障害児者スキルアップ研修
- ・家族サポート応援事業
- ・発達障害者支援地域連携強化事業
- ・初診待機解消モデル事業
- ・かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業

②相談、情報提供体制の整備

地域県民局地域健康福祉部（保健総室、福祉総室、こども相談総室、福祉こども総室）、障害者相談センター、視覚障害者情報センター、聴覚障害者情報センター、市町村障害者生活支援センター等相談・情報提供機関の体制整備・充実及び保健師や各種相談員等による相談・情報提供体制の一層の充実に取り組みます。

◆2(4)②—1 障害児等療育支援事業 (健康福祉部 障害福祉課)

在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図る。

| | H3O | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-------|---------|---------|---------|-------|-------|
| 実施箇所数 | 3施設 | 3施設 | 3施設 | 3施設 | 3施設 |
| 利用件数 | 1,705 人 | 1,339 人 | 1,126 人 | 759 人 | 831 人 |

◆2(4)②—2 身体障害者相談員の配置 (健康福祉部 障害福祉課)

身体障害者の更生援護のための相談員の配置。

| | H3O | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 配置人員 | 146 人 | 136 人 | 132 人 | 125 人 | 122 人 |

◆2(4)②—3 知的障害者相談員の配置 (健康福祉部 障害福祉課)

知的障害者の更生援護のための相談員の配置。

| | H3O | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|------|------|------|------|------|
| 配置人員 | 51 人 | 51 人 | 51 人 | 51 人 | 49 人 |

◆2(4)②—4 青森県視覚障害者情報センター

(健康福祉部 障害福祉課)

視覚障害者の自立と社会参加の促進を図るために「青森県視覚障害者情報センター」の管理運営。

- 相談・各種情報提供

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|----------------|------|------|------|------|------|
| 点字・録音図書等レファレンス | 328件 | 275件 | 333件 | 277件 | 182件 |
| 視覚障害者用機器・生活用具 | 16件 | 3件 | 6件 | 2件 | 6件 |
| その他（生活・福祉制度等） | 6件 | 8件 | 11件 | 11件 | 7件 |

◆2(4)②—5 青森県聴覚障害者情報センター

(健康福祉部 障害福祉課)

聴覚障害者の自立と社会参加の促進を図るために「青森県聴覚障害者情報センター」の管理運営。

- 相談事業

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|-----|-----|-----|-----|------|
| 相談件数 | 30件 | 45件 | 26件 | 39件 | 106件 |

- サービス提供者情報提供等事業

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|-----|----|----|----|----|
| 提供件数 | 5件 | 7件 | 2件 | 0件 | 0件 |

◆2(4)②—6 点字による即時情報ネットワーク事業

(健康福祉部 障害福祉課)

視覚障害者に対して、新聞等による最新の情報を点訳化し、通信ネットワークを用いて提供。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 利用者数 | 50人 | 50人 | 50人 | 50人 | 50人 |

◆2(4)②—7 地域リハビリテーション推進事業

(健康福祉部 障害福祉課)

障害者相談センターにおいて地域リハビリテーション推進事業を実施。

◆2(4)②—8 障害者就業・生活支援センター（生活支援等）事業

(健康福祉部 障害福祉課)

県が指定した障害者就業・生活支援センターにおいて、就職や職場への定着が困難な障害者及び就業経験のない障害者に対し、生活支援ワーカーが相談に応じるなど、就業及びこれに伴う日常生活・社会生活上の支援を行う。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実施箇所数 | 6法人 | 6法人 | 6法人 | 6法人 | 6法人 |
| 登録者数（実人員） | 1,998人 | 2,133人 | 2,237人 | 2,333人 | 2,513人 |
| 相談受付・支援回数（延） | 4,353回 | 3,748回 | 4,654回 | 4,349回 | 4,050回 |

◆2(4)②—9 発達障害支援センター運営事業

(健康福祉部 障害福祉課)

発達障害者支援センターを拠点として、発達障害児（者）及びその家族に対し、関係施設及び関係機関と連携し、相談支援、発達支援、就労支援の各支援を行う。また、関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修を行う。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実施箇所数 | 3箇所 | 3箇所 | 3箇所 | 3箇所 | 3箇所 |
| 利用者数 | 2,562人 | 2,491人 | 2,494人 | 2,660人 | 2,344人 |

◆2(4)②-10 ひきこもり地域支援センターの設置 (健康福祉部 障害福祉課)

青森県ひきこもり地域支援センターを精神保健福祉センター内に設置するとともに、県民福祉プラザにサテライトとして「分室」を設置し、ひきこもり支援コーディネーターが電話や来所による相談支援とともに、家庭訪問による支援を行う。

③医療費の助成等

障害者のいる家庭の医療費負担の軽減や経済的支援を図るため、各種医療費助成を適切に実施します。

◆2(4)③-1 重度心身障害者医療費助成制度 (健康福祉部 障害福祉課)

市町村が行う重度心身障害者医療費助成事業に対し、県が1/2を補助。

- ・医療費自己負担（1割）の導入（市町村民税非課税世帯などの低所得者を除く）

自己負担上限額 外来 18,000円、入院 57,600円

- ・国民健康保険法の上位所得者は所得制限の対象とする。

- ・65歳以上の市町村民税課税世帯は所得制限の対象とする。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 受給者証交付数 | 19,085件 | 17,813件 | 17,604件 | 16,943件 | 16,577件 |

◆2(4)③-2 更生医療給付事業 (健康福祉部 障害福祉課)

日常生活能力の回復や職業能力の向上を図るため、身体上の障害を除去又は軽減する目的で医療の給付を実施。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 給付件数 | 53,867件 | 55,402件 | 56,385件 | 54,392件 | 56,583件 |

◆2(4)③-3 精神通院医療給付事業 (健康福祉部 障害福祉課)

精神障害者に必要な医療によりその障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活の促進を図るため、入院することなく行われる医療費（精神通院医療）の給付を実施。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 給付件数 | 345,994件 | 353,000件 | 357,965件 | 367,021件 | 375,788件 |

◆2(4)③-4 育成医療給付事業 (健康福祉部 こどもみらい課)

身体障害者福祉法第4条の規定による、別表に掲げる程度の身体上の障害を有する児童又は現存する疾患がこれを放置するときは、将来において同別表に掲げる障害と同程度に掲げる障害を残すと認められる児童であって確実なる治療効果が期待しうるものに対して医療費の支給を行う。※中核市を除く。（平成25年度から市町村に権限移譲され、県は1/4を負担。）

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|----------|----------|----------|----------|---------|
| 入院 | 139件 | 148件 | 112件 | 101件 | 61件 |
| 通院 | 152件 | 251件 | 199件 | 226件 | 241件 |
| 給付金額 | 14,220千円 | 15,301千円 | 13,520千円 | 11,187千円 | 8,927千円 |

◆2(4)③-5 小児慢性特定疾病医療費助成制度 (健康福祉部 こどもみらい課)

患者家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費の助成を行う。これまでの小児慢性特定疾患治療研究事業に代わり、平成27年1月から新たな医療費助成制度が開始された。併せて、対象疾患の拡充、応分の自己負担割合の見直しなどの制度改正が行われた。※中核市を除く。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 人数 | 724人 | 718人 | 681人 | 726人 | 673人 |
| | 137,974千円 | 125,752千円 | 126,324千円 | 145,324千円 | 129,518千円 |

◆2(4)③—6 未熟児養育医療給付事業

(健康福祉部 こどもみらい課)

母子保健法第20条第1項に基づき養育のため入院することが必要な未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う。※中核市を除く。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 人数 | 152人 | 147人 | 182人 | 165人 | 169人 |
| 給付金額 | 31,535千円 | 36,768千円 | 50,033千円 | 42,442千円 | 43,104千円 |

◆2(4)③—7 難病特定医療費、特定疾患治療研究事業、先天性血液凝固因子障害治療研究事業

(健康福祉部 がん・生活習慣病対策課)

特定疾患及び先天性血液凝固因子障害の疾患患者に対する治療研究等に要する経費の給付を行う。

平成27年1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、難病患者に対する医療費助成の制度改正（対象疾病の拡充等）が行われたことに伴い、特定疾患医療受給者のうち指定難病に指定された疾患の受給者（9,290人）は、平成27年1月以降難病特定医療費の受給者に移行。

| 給付実績 | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-------------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 難病特定医療費 | 人 | 9,299 | 9,369 | 10,378 | 10,165 | 10,189 |
| | 千円 | 1,583,097 | 1,714,707 | 1,728,989 | 1,921,600 | 1,943,068 |
| 特定疾患 | 人 | 6 | 5 | 5 | 3 | 3 |
| | 千円 | 970 | 1,138 | 895 | 831 | 733 |
| 先天性血液凝固因子障害 | 人 | 77 | 78 | 82 | 80 | 82 |
| | 千円 | 6,372 | 9,383 | 9,537 | 8,660 | 6,678 |

※上段：年度末における受給者数 下段：年間の支給額

④福祉用具の開発、供給体制の整備

本県における医療・健康福祉関連産業の創出・育成を図るとともに、「県民福祉プラザ」等において福祉用具普及のための展示や情報提供体制を推進します。

◆2(4)④—1 青森ライフイノベーション戦略推進事業

(商工労働部 新産業創造課)

「青森ライフイノベーション戦略」に基づき、本県の優位性を生かしたライフ（医療・健康・福祉）関連産業の創出と育成を図る。

- ・医福工連携推進事業（補助）

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|-----|----|----|----|----|
| 支援件数 | 3件 | 4件 | 6件 | 2件 | 2件 |

・医療機器開発展示会出展支援

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|--------|------|------|------|------|-----|
| 出展団体等数 | 18企業 | 20企業 | 10企業 | 10企業 | 6企業 |

⑤各種手当の支給等による経済的支援

障害者のいる家庭の経済的支援を行うため、各種手当等の支給充実、制度の周知徹底に努めます。

◆2(4)⑤—1 特別児童扶養手当の給付

(健康福祉部 こどもみらい課)

精神又は身体に障害を有する児童に対し手当を支給。

(手当額 1級 53,700円、2級 35,760円) (R5. 4~)

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 受給者数 | 3,282人 | 3,416人 | 3,632人 | 3,818人 | 3,823人 |

※いずれも 12月末現在

◆2(4)⑤—2 特別障害者手当等の給付

(健康福祉部 障害福祉課)

- 特別障害者手当：20歳以上で、日常生活に常時特別の介護を要する在宅の重度障害者
- 障害児福祉手当：20歳未満の児童で、日常生活において常時介護を要する在宅の障害児
- 福祉手当（経過措置分）：従来の福祉手当受給資格者のうち、特別障害者手当及び障害基礎年金のいずれも受給することのできない者

| 受給者数（延べ） | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| 特別障害者手当 (月額 27,200円) (R2.3まで) (月額 27,350円) (R2.4~) (月額 27,300円) (R4.4~) | 5,039人 | 4,833人 | 4,829人 | 4,881人 | 4,586人 |
| 障害児福祉手当 (月額 14,790円) (R2.3まで) (月額 14,880円) (R2.4~) (月額 14,850円) (R4.4~) | 1,634人 | 1,554人 | 1,586人 | 1,458人 | 1,460人 |
| 福祉手当（経過措置分） (月額 14,790円) (R2.3まで) (月額 14,880円) (R2.4~) (月額 14,850円) (R4.4~) | 70人 | 60人 | 55人 | 48人 | 48人 |

◆2(4)⑤—3 心身障害者扶養共済制度

(健康福祉部 障害福祉課)

障害者を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったときに、障害者に終身一定額の年金給付保険金（1口あたり2万円）を支給。

制度の普及啓発のため、パンフレットを地域県民局地域健康福祉部、市町村及び各関係機関に配布。

| 4/1現在 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 加入者数 | 529 | 503 | 496 | 415 | 389 |
| 年金受給者数 | 600 | 601 | 588 | 631 | 628 |

◆2(4)⑤-4 自動車税（種別割・環境性能割）の減免制度等税制の優遇措置の啓発・広報

（総務部 税務課）

身体障害者等に係る自動車税（種別割・環境性能割）の減免制度等税制の優遇措置の啓発及び広報に努める。

- ・リーフレット 「自動車税（種別割・環境性能割）の減免のしおり」
「私たちの生活と税金」
- ・インターネット 「県税・市町村税インフォメーション」
- ・自動車税（種別割）納税通知書

⑥障害者に対する住宅セーフティネットの構築推進

公営住宅法や住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、公営住宅などの供給や優先入居の措置等の促進を図るとともに、民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を進め、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築推進を図ります。

◆2(4)⑥-1 青森県居住支援協議会

（県土整備部 建築住宅課）

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進や、空き家等の適正管理及び有効活用、その他福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりを目的とする青森県居住支援協議会において、住宅確保要配慮者への居住支援の取組を推進している。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-------------------|-----|-------|-------|-------|-------|
| 居住支援セミナー開催回数 | 3回 | 3回 | なし | 1回 | 4回 |
| 青森県居住支援協議会の市町村会員数 | 10市 | 12市町村 | 12市町村 | 12市町村 | 12市町村 |

◆2(4)⑥-2 住宅セーフティネット法

（県土整備部 建築住宅課）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、青森県賃貸住宅供給促進計画を策定し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標等を定め、住宅セーフティネットの推進を図っている。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|----------------|-----|------|--------|--------|--------|
| セーフティネット住宅登録戸数 | 4戸 | 372戸 | 1,946戸 | 4,585戸 | 5,197戸 |
| 居住支援法人指定数 | なし | なし | 2法人 | 4法人 | 5法人 |

※セーフティネット住宅とは、住宅セーフティネット法律第8条の規定による「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る賃貸住宅」を指す。上表中、セーフティネット住宅登録戸数は、障害者を対象者に含むものに限る。

（5）人財の確保と質の向上

障害福祉サービス、相談支援の提供にあたって基本となるのは人財であることから、サービスに係る人財の養成を図ります。

◆2(5)-1 相談支援専門員研修

（健康福祉部 障害福祉課）

相談支援事業を円滑に実施するため、市町村の相談支援担当者及び指定相談支援事業所等で相談支援事業に従事する者を対象に研修を行う。

- ・相談支援初任者研修（5日間 R4修了者：講義176人、演習71人、全日程66人）
- ・相談支援現任研修（3日間 R4修了者：67人）
- ・専門コース別研修（1日間 R4修了者：69人）

◆2(5)-2 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修 (健康福祉部 障害福祉課)

障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的として、指定障害福祉サービス事業所において従事する者等を対象に研修を行う。

R4 基礎研修：1日間、修了者 99 人 更新研修：1日間×2回、修了者 179 人

実践研修：2日間、修了者 103 人

◆2(5)-3 強度行動障害支援者養成研修 (健康福祉部 障害福祉課)

障害福祉サービスの一つである「強度行動障害」を実施しようとする事業所の職員を養成・確保するため、行動援護従業者養成研修を開催する。

R4 基礎研修：2日間×2回、修了者 136 人 実践研修：2日間、修了者 81 人

◆2(5)-4 同行援護研修 (健康福祉部 障害福祉課)

障害福祉サービスの一つである「同行援護」を実施しようとする事業所の職員を養成・確保するため、同行援護従業者養成研修を開催する。

R4 一般課程：3日間、修了者 16 人 應用課程：2日間、修了者 8 人

◆2(5)-5 介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業

(健康福祉部 高齢福祉保険課・障害福祉課)

障害者施設、介護施設等において、たんの吸引等医療ケアが必要な者に対して、必要なケアをより安全に提供するために必要な研修を介護職員等に実施する。

研修形態は、以下のとおり。

①不特定多数の者対象研修（高齢福祉保険課）（第1号研修はH29年度から実施）

事業として不特定の利用者に対して介護職員が喀痰吸引等を実施する場合に受講する。

②特定の者対象研修（障害福祉課）

ALS等の重度障害者（児）に対する喀痰吸引等のように、個別的な関係性が重視される特定の利用者に対して特定の介護職員が喀痰吸引等を実施する場合に受講する。

※ 介護保険における施設や居住系サービスについては、特定の者対象研修としない。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 研修修了者数 | 研修修了者数 | 研修修了者数 | 研修修了者数 | 研修修了者数 |
| 介護職員等医療的ケア研修事業（第一号研修） | 31人 | 19人 | 22人 | 14人 | 10人 |
| 介護職員等医療的ケア研修事業（第二号研修） | 226人 | 249人 | 157人 | 154人 | 159人 |
| 介護職員等医療的ケア研修事業（特定の者対象） | 16人 | 10人 | 25人 | 24人 | 24人 |

(6) NPO、ボランティア等広範な市民活動の推進

学校における福祉活動体験等を推進するとともに、地域における社会貢献活動の推進やボランティアの育成を図るため、NPO、ボランティア団体、市民活動団体等が行う活動を推進します。

◆2(6)-1 地域福祉等推進特別支援事業（広域福祉活動推進事業）（健康福祉部 健康福祉政策課）

全県的なボランティア活動を普及・促進するため、県社会福祉協議会に設置されている県ボランティアセンターの実施する事業に要する経費を補助。

・福祉教育推進事業（福祉教育実践研究会の実施等）

・養成・研修事業（ボランティア講座の開催等）

・広報・啓発事業等

| | H30 | R1 | R2 | R 3 | R 4 |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| ボランティア研修等受講者数 | 827 | 932 | 441 | 594 | 808 |

3. 生活環境の充実

(1) 福祉のまちづくりの推進

障害者が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、「青森県福祉のまちづくり条例」及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)を基本に、建築物、公共交通機関、歩行及び交流空間等のバリアフリー化を推進します。

◆3(1)-1 青森県福祉のまちづくり条例

(健康福祉部 障害福祉課)

「青森県福祉のまちづくり条例」を基本に、すべての県民が安心して暮らし、積極的に社会参加できる障壁のない生活環境の整備促進及び心のバリアフリーの啓発を図る。

- 条例第14条に基づく新築等届出件数

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|------|------|-----|-----|-----|
| 届出件数 | 154件 | 118件 | 97件 | 89件 | 65件 |

- 青森県福祉のまちづくり条例に基づく適合証交付

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-----|-----|----|----|----|----|
| 交付数 | 0件 | 1件 | 0件 | 0件 | 0件 |

- バリアフリーマップ運用管理事業

県内全域のバリアフリーに配慮された公共施設の情報や、福祉のまちづくり条例、適合証交付施設等を県ホームページに掲載。

◆3(1)-2 警察署・交番・駐在所の整備

(県警察本部 施設課)

障害者や高齢者に配慮し、障壁のない生活環境（バリアフリー）の整備促進を図る。

- 車椅子のための段差等の解消
- 整備状況

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-------|----------------|---------------|------|----------------|-------|
| 実施箇所数 | 警察署 1 駐在所 4 | 交番 3 駐在所 3 | 交番 1 | 警察署 1 駐在所 1 | 駐在所 2 |

◆3(1)-3 都市公園事業

(県土整備部 都市計画課)

障害者等の健康づくりやふれあい・交流の場として都市公園の整備を促進し、さらにこれら都市公園内に障害者等の利用に配慮したトイレやスロープ等を設置する等充実を図る。

- H25 実施箇所 市町村：弘前市、八戸市、三沢市、むつ市、平川市
- H27 実施箇所 市町村：青森市、五所川原市、三沢市
- H28 実施箇所 市町村：青森市、弘前市、八戸市、三沢市、おいらせ町
- H29 実施場所 市町村：弘前市、八戸市、三沢市
- H30 実施箇所 市町村：弘前市、八戸市、七戸町、鰺ヶ沢町
- R 1 実施箇所 市町村：青森市、八戸市、三沢市、鶴田町
- R 2 実施箇所 市町村：平川市
- R 3 実施箇所 市町村：青森市、五所川原市、三戸町
- R 4 実施箇所 市町村：青森市、三沢市、五戸町

◆3(1)-4 緑地等の港湾環境整備事業

(県土整備部 港湾空港課)

一般市民や港湾就労者が憩い、賑わう空間の創出、提供を目的として、緑地・広場・通路の整備をする。これらを整備するにあたってはバリアフリーを実施し、障害者等の快適な利用等に配慮する。

- H25～R3 実施箇所
- ・青森港本港地区（浜町緑地）（H29完了）
 - ・青森港本港地区（あおもり駅前ビーチ）（R3完了）
 - ・大湊港大平地区（大平マリーナ緑地）（H29完了）
 - ・八戸港河原木（沼館）地区（沼館2号緑地）（H28完了）

(2) ユニバーサルデザインの普及

「あおもりユニバーサルデザイン推進基本指針」により、福祉のまちづくりを含め、幅広い分野でユニバーサルデザインの考え方に基づく取組みを推進します。

◆3(2)-1 ユニバーサルデザイン推進事業

(環境生活部 県民生活文化課)

ユニバーサルデザイン（UD）を幅広い分野で実施していくため、ユニバーサルデザインの考え方の普及を図る。

- ・ユニバーサルデザインに関する出前トーク事業

担当職員が、学校等の希望に応じて、UDの考え方等について説明する。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|-----|----|----|----|----|
| 実施回数 | 1件 | 0件 | 1件 | 0件 | 0件 |

(3) 移動・交通対策の推進

障害者の社会参加を促進するため、歩道や交通機関等について利用しやすい環境の整備を推進します。

◆3(3)-1 特定交通安全施設整備事業

(県土整備部 道路課)

交通安全の向上を図るため、通学路、市街地、事故多発危険箇所の歩道・自歩道の設置及びバリアフリートークへの段差解消、防護柵や道路区画線、道路標識等の整備を進める。

- ・幅の広い歩道（幅員3m以上）の整備

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 延べ延長 | 550.7km | 550.8Km | 551.3Km | 552.5Km | 553.8Km |
| 整備延長 | 2.2km | 0.1km | 0.5km | 1.2km | 1.3km |

- ・冬期の歩行空間の確保

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 新規歩行空間除雪延長 | -17km | 6km | -8km | ±0km | -1km |
| 歩行空間延べ除雪延長 | 507km | 513km | 505km | 505km | 504km |

- ・歩道の段差解消

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 整備箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 8箇所 | 1箇所 | 2箇所 |

- ・視覚障害者用誘導ブロックの設置

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 整備箇所 | 3箇所 | 5箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 3箇所 |

◆3(3)ー2 交通安全施設等整備事業

(県警察本部 交通規制課)

信号機に視覚障害者、高齢者用の付加装置を整備し、信号機設置交差点での音響による誘導、横断時間の延長を行う。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|----------------|-----|----|----|----|----|
| 視覚障害者用付加装置の新設等 | 0基 | 1基 | 0基 | 2基 | 2基 |
| 歩行者感應化信号機の新設等 | 0基 | 0基 | 0基 | 0基 | 0基 |
| 高齢者等感應化信号機の新設等 | 0基 | 2基 | 0基 | 0基 | 0基 |

◆3(3)ー3 生活交通バス車両緊急整備事業費補助

(企画政策部 交通政策課)

路線バスのバリアフリー対策(低床車両の導入促進)や車両の小型化による運行効率化を図り、誰もが利用しやすい路線バスへの転換を図るため、車両購入に係る経費(車両減価償却費及び金融費用)をバス事業者に対し補助。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 低床バス | 20台 | 20台 | 19台 | 18台 | 17台 |
| 購入台数 | うち新規4台 | うち新規3台 | うち新規3台 | うち新規3台 | うち新規3台 |

(弘南バス(株)他2社)

※平成22年度の国制度改正(車両減価償却費補助)を受けて、平成23年度から国と同額の補助に県独自の嵩上げ額を加えた生活交通バス車両緊急整備事業費補助を実施(バス車両は5年償却)。

◆3(3)ー4 青森駅周辺整備推進事業(R2年度に終了)

(企画政策部 交通政策課)

青森市が青森駅構内に東西自由通路を整備することにあわせ、県が所有する1,2番線にバリアフリー化のためのエレベーターを設置。

◆3(3)ー5 浅虫温泉駅バリアフリー設備整備事業 (企画政策部 交通政策課)

青い森鉄道線浅虫温泉駅の利用者の利便性向上を図るため、同駅のバリアフリー化に向けた建設工事を実施(R5年度中のエレベーターの供用開始を予定)。

◆3(3)ー6 「道の駅」:交通安全施設整備事業

(県土整備部 道路課)

道路利用者の利便性向上、及び観光地間の連携強化を図るため、ドライバーの休憩施設となる駐車場やトイレなど快適な道路環境の整備を図る。

すべての「道の駅」において障害者に配慮したトイレ、駐車スペースを設置。

| | ～H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|----------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 道の駅整備 (うち県管理道路沿い) | 28箇所 (19) | 28箇所 (19) | 28箇所 (19) | 28箇所 (19) | 28箇所 (19) |

◆3(3)ー7 「やすらぎの駐車帯」:緊急道路維持整備事業

(県土整備部 道路課)

道路利用者の利便性向上、及び観光地間の連携強化を図るため、ドライバーの休憩施設となる駐車場やトイレなど快適な道路環境の整備を図る。

原則として障害者に配慮したトイレ、駐車スペースを設置することとしている。

| | ～H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------------|------|------|------|------|------|
| やすらぎの駐車帯整備 | 50箇所 | 50箇所 | 50箇所 | 50箇所 | 50箇所 |

◆3(3)ー8 運転適性相談

(県警察本部 運転免許課)

運転免許取得を希望する身体障害者等及び現に運転免許を所持する者が身体障害者となった場合の運転適性相談の実施。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|------|-------|-------|-------|------|
| 相談件数 | 98 件 | 104 件 | 103 件 | 107 件 | 69 件 |

◆3(3)ー9 身体障害者補助犬貸与事業

(健康福祉部 障害福祉課)

重度の身体障害者の自立と社会参加の促進を図るために盲導犬・介助犬・聴導犬貸与。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 貸与頭数 | 0 頭 | 1 頭 | 0 頭 | 0 頭 | 0 頭 |

(4) 防災・防犯・交通安全対策の推進

障害者が住み慣れた地域で安全に生活できるよう、防災・防犯意識の普及啓発を図るとともに、地域における自主防災組織の育成、各種通信手段による防災・防犯ネットワークの充実に取り組みます。

また、交通事故や消費者被害に遭わぬためのわかりやすい情報提供、啓発を推進します。

①県民の多様な視点を取り入れた防災対策の確立

年齢、性別、障害の有無等の県民の多様な視点を取り入れた防災対策を確立するため、県民の自助・共助の意識の向上、定着を図るとともに、効果的な防災訓練の実施などにより、地域の防災力の実効性を高めます。

◆3(4)①ー1 青森県春(秋)の火災予防運動

(危機管理局 消防保安課)

火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止する。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|---|----------|----------|----------|----------|----------|
| 春 | 4/9~15 | 4/8~14 | 4/13~19 | 4/12~18 | 4/11~17 |
| 秋 | 10/15~21 | 10/21~27 | 10/19~25 | 10/18~24 | 10/17~23 |

◆3(4)①ー2 住宅防火の普及啓発

(危機管理局 消防保安課)

火災予防運動等に呼応し、各消防本部において訪問による住宅防火診断等を実施する。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|---------|--------------------|--------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 実施消防本部数 | 春 11 本部 秋 11 本部 | 春 11 本部 秋 11 本部 | 春 8 本部 秋 11 本部 | 春 11 本部 秋 11 本部 | 春 11 本部 秋 11 本部 |

※H25 年度、黒石地区、平川市及び板柳町の消防事務組合（本部）が弘前地区消防事務組合に継承

◆3(4)①ー3 DPAT（災害派遣精神医療チーム）の整備

(健康福祉部 障害福祉課)

災害発生時における精神保健医療機能の一時的低下や、災害ストレスに対応するため、被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な精神医療チームを整備する。

◆3(4)①ー4 青森県防火の集い

(危機管理局 消防保安課)

県民の防火意識の高揚及び民間防火組織の拡大強化を図り、災害時要援護者が安心して住める環境づく

りを推進する。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|------|------|------|----------------|------|
| 開催地 | 八戸市 | つがる市 | 三沢市 | 開催中止 ※新型コロナ | むつ市 |
| 参集人員 | 270人 | 270人 | 130人 | | 300人 |

◆3(4)①—5 コミュニティ助成事業

(危機管理局 防災危機管理課)

コミュニケーション助成事業（一般財団法人自治総合センターで実施）を活用し、自主防災組織等が活動で使用する資機材の整備を推進し、地域における防災活動の充実強化を図る。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-------|---------|---------|----------|----------|----------|
| 実施団体数 | 4団体 | 4団体 | 6団体 | 8団体 | 7団体 |
| 助成額 | 6,600千円 | 5,100千円 | 10,400千円 | 10,600千円 | 10,900千円 |

◆3(4)①—6 青森県総合防災訓練

(危機管理局 防災危機管理課)

地震災害及び緊急対処事態を想定した各種訓練を行い、防災体制の強化を図る。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|----------|--------|--------|-------------------|-----------------|--|
| 実施月日 | 9/4 | 8/27 | R3に開催延期 ※新型コロナ | 開催中止 ※新型コロナ | R5に開催延期 ※令和4年8月 3日からの大雨 に係る災害対応 |
| 会場 | 平川市 | 三沢市 | ウイルス感染 症の拡大 | ウイルス感染 症の拡大等 | |
| 参加機関 | 90機関 | 92機関 | | | |
| 参加人数(延べ) | 3,500人 | 3,500人 | | | |

②緊急時の情報提供・通信体制の整備

「110番アプリシステム」等により障害者から警察への緊急連絡体制を確保するとともに、これらの普及啓発を推進します。

◆3(4)②—1 「110番アプリシステム」等の運用

(県警察本部 通信指令課)

電話による110番通報ができない聴覚・言語に障害のある県民からの緊急通報を受理する「110番アプリシステム」「メール110番」及び「ファックス110番」の利用促進を図る。

県警察ホームページ、各警察署広報紙に掲載するなど各種広報活動を実施。

③消費者被害の防止

消費者被害の未然防止を図るため、関係機関や地域団体等とも連携しながら、悪質商法などの被害に遭わないため、わかりやすい情報提供及び消費者の啓発を図ります。

◆3(4)③—1 消費者啓発・教育事業

(環境生活部 県民生活文化課)

県消費生活センターにおいて、子どもから高齢者まで幅広い年代層の県民が消費者問題について理解し、必要な知識を身につけ消費者被害を未然に防止できるよう派遣講座を実施。

- 取引上不利な立場に立ちやすい者を対象とした消費者啓発強化事業

軽度の知的障害者や高齢者等取引上不利な立場に立ちやすい方々の地域生活における安心・安全を確保する観点から、県消費生活センターにおいて、本人やその家族等を対象とした消費者被害防止のための消費者啓発事業を重点的に実施。

| | H3O | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-------------|--------|--------|------|------|--------|
| 派遣講座開催回数 | 99 | 95 | 37 | 43 | 71 |
| うち弱者等対象開催回数 | 72 | 70 | 23 | 20 | 45 |
| 参加者数 | 4,342人 | 3,222人 | 634人 | 641人 | 1,460人 |

④交通安全対策の推進

春・秋の全国交通安全運動、夏・冬の交通安全県民運動等を通じて、地域、家庭における交通安全意識の普及・啓発を図り、交通事故の未然防止を図ります。

◆3 (4) ④-1 交通安全運動等の実施

(環境生活部 県民生活文化課)

広く県民に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけ、交通事故の防止を図るため、市町村、関係機関・団体等が一体となり、次の交通安全運動等を実施。（年間随時の運動等を除く）

- ・全国交通安全運動 春：4/6～15 秋：9/21～30
- ・交通安全県民運動 夏：7/21～31 冬：12/11～20
- ・いきいきシルバー交通安全強調月間 11/1～30
- ・「敬老の日に『反射材』を贈ろう」キャンペーン 2022 9/1～30

4. 保健・医療の充実

①母子保健対策の充実

母性の保護と尊重、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進を推進します。また、国の「健やか親子21」を踏まえ、母子保健対策を推進します。

◆4①-1 先天性代謝異常等検査事業

(健康福祉部 こどもみらい課)

先天性代謝異常症、先天性甲状腺機能低下症及び先天性副腎過形成症の早期発見のため、新生児について血液によるマス・スクリーニング検査を実施。

| 受検者数 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 先天性代謝異常検査 | 9,003人 | 8,304人 | 7,707人 | 7,351人 | 6,735人 |
| 先天性甲状腺機能低下症検査 | 9,077人 | 8,381人 | 7,783人 | 7,416人 | 6,877人 |
| 先天性副腎過形成症検査 | 9,105人 | 8,426人 | 7,800人 | 7,426人 | 6,822人 |

◆4①-2 妊産婦・新生児訪問指導支援事業

(健康福祉部 こどもみらい課)

乳児死亡率、周産期死亡率低減のための妊婦支援体制の確立及び訪問指導の充実。(市町村が実施)

| 市町村での訪問実績 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------|
| 新生児訪問実人員 (延べ数) | 3,890人 (4,294人) | 4,795人 (5,494人) | 4,561人 (5,260人) | 4,128人 (4,648人) | (未)人 (人) |
| 妊産婦訪問実人員 (延べ数) | 8,073人 (9,525人) | 7,657人 (9,280人) | 7,467人 (9,402人) | 7,113人 (8,649人) | (未)人 (人) |

◆4①-3 未熟児訪問指導事業

(健康福祉部 こどもみらい課)

家庭内で養育を行っている未熟児に対し訪問指導を行い、適切な養育を支援。(市町村が実施)

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------------|
| 訪問実人員 (延べ数) | 553人 (714人) | 608人 (936人) | 518人 (748人) | 510人 (683人) | (未)人 (人) |

◆4①-4 小児医療対策協議会開催事業

(健康福祉部 医療薬務課)

県内の小児医療及び小児救急医療体制の整備について検討するため、小児医療の専門家による協議会を設置。

◆4①-5 子ども医療電話相談事業

(健康福祉部 医療薬務課)

小児を抱える保護者の不安軽減を図り、小児救急医療体制を補完することを目的に、夜間の小児の急病等の電話相談の実施。

・実施日時 平日 18時～翌8時

土曜日 13時～翌8時、日曜日・祝日 24時間

・電話 #8000 又は 017-722-1152

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 相談件数 (相談日数) | 8,302件 (365日) | 8,939件 (366日) | 6,736件 (365日) | 8,792件 (365日) | 9,487件 (365日) |

◆4①—6 1歳6ヶ月児健康診査事業

(健康福祉部 こどもみらい課)

歩行や言語等発達の状態が容易に把握できる1歳6ヶ月の時点で健康診査を実施。発達の遅れや障害の早期発見に努める。(市町村が実施)

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-------|--------|--------|--------|--------|------|
| 対象児 | 8,212人 | 7,661人 | 7,305人 | 6,517人 | (未)人 |
| 受診児 | 8,070人 | 7,498人 | 7,140人 | 6,297人 | (未)人 |
| 受診率 | 98.3% | 97.9% | 97.7% | 96.6% | (未)% |
| 精検受診児 | 262人 | 327人 | 250人 | 206人 | (未)人 |

◆4①—7 3歳児健康診査事業

(健康福祉部 こどもみらい課)

身体・精神発達の面から早急に処置を要する心身障害の発見のため、医師・歯科医師・心理判定員等による総合的な健康診断を実施。(市町村が実施)

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-------|--------|--------|--------|--------|------|
| 対象児 | 8,595人 | 8,306人 | 8,280人 | 7,296人 | (未)人 |
| 受診児 | 8,479人 | 8,135人 | 8,138人 | 7,023人 | (未)人 |
| 受診率 | 98.7% | 97.9% | 98.3% | 96.3% | (未)% |
| 精検受診児 | 2,233人 | 2,404人 | 2,244人 | 2,155人 | (未)人 |

◆4①—8 療育相談事業

(健康福祉部 こどもみらい課)

身体に障害のある児童又は機能障害を招来する恐れのある児童を早期に発見し、相談・療育指導を行う。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|---------|------|-----|-----|-----|-----|
| 相談・指導件数 | 106人 | 97人 | 61人 | 60人 | 37人 |

◆4①—9 小児救急医療実施支援事業

(健康福祉部 医療薬務課)

休日及び夜間に小児救急医療を行う二次輪番病院に対し運営費を補助する。

②周産期医療体制の整備

重篤な母体・胎児や新生児の治療を行う周産期医療体制の整備を推進します。

◆4②—1 総合周産期母子医療センターと青森県周産期医療システムの運営

(健康福祉部 医療薬務課)

県立中央病院に設置した総合周産期母子医療センターを核として、地域の周産期医療施設間の効果的な連携を図り、ハイリスク妊婦や低出生体重児などに適切な医療を提供。

◆4②—2 総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの機能強化

(健康福祉部 医療薬務課)

総合周産期母子医療センターのMFICUの医療機器整備及びNICUの増床・機能強化、地域周産期母子医療センター等の医療機器等整備により、周産期医療に係る医療機能の強化を図る。

| 整備内容 | 実施年度 |
|---------------------------|-------------|
| 総合周産期母子医療センターMFICUの医療機器整備 | H22年度～H23年度 |
| 総合周産期母子医療センターNICUの増床・機能強化 | H22年度～H25年度 |
| 地域周産期母子医療センター等の医療機器等整備 | H22年度～H25年度 |

◆4②—3 ハイリスク妊産婦アクセス支援事業

(健康福祉部 医療薬務課)

妊娠の継続や出産の状況によって母子両者又はいずれかが重大な予後が予想される妊娠を抱える妊婦及びその出産による産婦に対して周産期母子医療センターまでの交通費等の助成を行っている市町村に対し、その経費の全部又は一部を補助する。

補助実績

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 市町村数 | 25 力所 | 20 力所 | 25 力所 | 24 力所 | 26 力所 |

③精神保健福祉対策の推進

精神保健福祉施策については、入院医療中心から地域における保健・医療・福祉を中心とした対策への移行を推進します。また、人権に配慮した適正な精神医療を確保し、精神障害・精神障害者の正しい理解を促進するとともに、精神障害者に対する精神保健福祉相談の実施や社会適応訓練等により、地域移行のための支援を図ります。

◆4③—1 精神保健福祉センターの精神保健福祉相談

(健康福祉部 障害福祉課)

精神保健福祉センターに来所する相談者に対して、臨床心理士・保健師が対応。また、必要に応じて医師の診察・カウンセリング等（精神科クリニック）を行っている。

相談実績

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実人員 | 110 人 | 115 人 | 113 人 | 87 人 | 81 人 |
| 延相談回数 | 279 回 | 221 回 | 267 回 | 188 回 | 266 回 |

◆4③—2 社会復帰相談指導事業

(健康福祉部 障害福祉課)

- ・関係機関の職員対象の専門研修の開催
- ・回復途上にある精神障害者及び家族に対する研修の開催
- ・市町村が実施するデイケア支援

◆4③—3 精神障害者保健福祉手帳交付事業

(健康福祉部 障害福祉課)

手帳所持者については、バス・青い森鉄道の割引等各種優遇措置が受けられる。

◆4③—4 家族会や当事者の会の活動の支援

(健康福祉部 障害福祉課)

保健所等において、家族会、当事者の会等の諸活動に対して必要な助言、援助又は指導を行うことにより、組織を育成、支援している。

- ・精神障害者家族学習交流会・回復者交流会の実施

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|-------|-------|------|------|-------|
| 参加人数 | 902 人 | 960 人 | 26 人 | 84 人 | 182 人 |

◆4③—5 地域生活支援広域調整会議等事業

(健康福祉部 障害福祉課)

県内6医療圏に精神保健業務の専門的な協議・検討を行う協議会を設置するとともに、精神科病院に入院している精神障害者の円滑な地域移行を図るための支援（研修）を実施する。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|--------|-----|------|-----|------|-----|
| 研修参加者数 | 98人 | 開催なし | 35人 | 開催なし | 51人 |

④こころの健康づくりの推進

地域におけるこころの健康づくりの啓発に努めるとともに、市町村や地域県民局地域健康福祉部（保健室）、県立精神保健福祉センターにおける相談機能の充実を図ります。

◆4④—1 こころの電話相談事業

（健康福祉部 障害福祉課）

県民が何時でもこころの健康について気軽に相談できるよう「こころの電話」を設置。

- ・相談日時：月～金（9:00～16:00）祝祭日除く、精神福祉保健センターに設置。
- ・相談体制：専任相談員2名。

| | H3O | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 相談者数 | 2,133人 | 1,969人 | 1750人 | 1688人 | 1895人 |

◆4④—2 こころの健康づくり教室

（健康福祉部 障害福祉課）

地域住民が心の健康に関心を持ち、精神的健康の保持増進ができるよう、保健所が地域に出向いて、「こころの健康づくり教室」を実施。

◆4④—3 心のヘルスアップ事業

（健康福祉部 障害福祉課）

本県の自殺者数の低減を図るため、青森県自殺対策連絡協議会を開催。

◆4④—4 県民のこころの健康確保のための重点対策事業（健康福祉部 障害福祉課）

「生きることの包括的な支援」として誰もが自殺対策に関する必要な支援が受けられることを目的とし、全ての県民がかけがえのない個人として尊重される青森県となるよう、「誰も自殺に追い込まれることのない青森県」の実現を目指し、直接支援、人材育成、基盤強化を包括的な自殺対策を実施する。

- ア 青森県自殺対策計画の策定及び市町村計画策定支援（いのち支える青森県自殺対策計画策定、研修会の開催）
- イ 相談体制の整備（弁護士等による法律相談）
- ウ 電話相談支援（いのちの電話の相談員研修）
- エ 若年層対策（SOS の出し方教育普及研修会）
- オ 人材養成（ゲートキーパーの養成、多分野合同研修会）
- カ 普及啓発（世界自殺予防デーフォーラム）
- キ 自殺未遂者支援（救急医療機関を対象とした研修会、警察等から未遂者にリーフレット配布）

◆4④—5 アニマルセラピー推進事業

（健康福祉部 保健衛生課）

障害者が、動物と接することにより得られる癒しの効果や精神の安定の促進を図ることなどを目的として、動物介在療法に対するサポートを推進する。

| | H3O | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|--------|--------|------|-----|-----|
| 実施回数 | 53回 | 59回 | 13回 | 4回 | 6回 |
| 参加人数 | 1,408人 | 1,170人 | 133人 | 47人 | 46人 |

⑤高次脳機能障害者対策

高次脳機能障害についての正しい知識の普及啓発及び高次脳機能障害者に対する支援体制の整備を図ります。

◆4⑤—1 高次脳機能障害者及びその関連障害に対する支援普及事業 (健康福祉部 障害福祉課)

高次脳機能障害者等に対する専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、正しい理解を促進するための普及啓発、研修等を行うとともに、支援体制の確立を図る。

| | H3O | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-------|------|------|------|------|------|
| 拠点箇所数 | 1箇所 | 2箇所 | 2箇所 | 2箇所 | 2箇所 |
| 相談件数 | 432件 | 444件 | 654件 | 728件 | 700件 |

⑥認知症対策の推進

認知症についての正しい知識の普及啓発活動を推進するとともに、医療及び介護サービスの充実に努め、認知症の人と家族を地域で支援する体制構築を推進する。

◆4⑥—1 認知症介護実践者等養成事業 (健康福祉部 高齢福祉保険課)

認知症介護の専門職員を養成し、認知症高齢者に対する介護サービスの向上を図る。

- ・認知症介護実践研修 ((公社)青森県老人福祉協会を研修実施機関として指定)

対象：実践者研修：身体介護に関する基本的な知識・技能を修得し、概ね実務経験2年程度の者
実践リーダー研修：介護業務に概ね5年以上従事した経験を有し、かつ、認知症介護実践者研修の修了後1年以上経過している者

研修内容：認知症介護に関する実践的な知識及び技術の修得

| 受講者数 | H3O | R1 | R2 | R3 | R4 |
|----------|------|------|------|------|------|
| 実践者研修 | 351人 | 292人 | 215人 | 298人 | 339人 |
| 実践リーダー研修 | 48人 | 46人 | 34人 | 48人 | 57人 |

※ 受講者数は、(公社)青森県老人福祉協会以外の研修実施機関での受講者を含む。

- ・フォローアップ研修（認知症介護研究・研修仙台センターへ派遣）

対象：認知症介護指導者養成研修修了者

研修内容：最新の認知症介護に関する高度な専門的知識・技術の修得

| 受講者数 | H3O | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|-----|----|----|----|----|
| 受講者数 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |

- ・認知症介護基礎研修（R28年度から実施）

対象：介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等

研修内容：認知症介護に関する基礎的な知識及び技術の修得

| 受講者数 | H3O | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|------|------|------|------|------|
| 受講者数 | 298人 | 188人 | 144人 | 193人 | 519人 |

- ・認知症対応型サービス事業開設者研修

対象：認知症対応型共同生活介護事業所・小規模多機能型居宅介護事業所開設（予定）者

研修内容：認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識の修得

| 受講者数 | H3O | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 受講者数 | 8人 | 11人 | 15人 | 22人 | 16人 |

- ・認知症対応型サービス事業管理者研修

対象：指定認知症対応型通所介護事業所・指定小規模多機能型居宅介護事業所・指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者になることが予定されている者

研修内容：事業所を管理・運営するために必要な知識及び技術の修得

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 受講者数 | 88人 | 90人 | 83人 | 75人 | 74人 |

※ 受講者数は、(公社)青森県老人福祉協会以外の研修実施機関での受講者を含む。

・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

対 象：指定小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定されている者であって、認知症介護実践研修（実践者研修）修了者

研修内容：小規模多機能型居宅介護支援計画を作成するために必要な知識・技術の修得

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 受講者数 | 30人 | 17人 | 16人 | 15人 | 20人 |

◆4⑥—2 認知症対策等総合支援事業

（健康福祉部 高齢福祉保険課）

認知症に関する普及啓発・人材育成等を行い、「認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続ける事ができる」地域づくりを進める。

・認知症サポート医の養成

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|-----|-----|----|----|-----|
| 養成医数 | 20人 | 14人 | 4人 | 8人 | 24人 |

・かかりつけ医認知症対応力向上研修の実施

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 受講者数 | 39人 | 55人 | 37人 | 43人 | 53人 |

・病院等勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修の実施（H26年度から実施）

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 受講者数 | 59人 | 53人 | 40人 | 70人 | 56人 |

・歯科医師認知症対応力向上研修の実施（H28年度から実施） ※R2中止

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|-----|-----|----|-----|-----|
| 受講者数 | 43人 | 29人 | — | 33人 | 22人 |

・薬剤師認知症対応力向上研修の実施（H28年度から実施）

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|-----|-----|------|------|------|
| 受講者数 | 72人 | 84人 | 163人 | 159人 | 115人 |

・看護職員認知症対応力向上研修の実施（H28年度から実施）

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 受講者数 | 52人 | 77人 | 38人 | 49人 | 45人 |

・キャラバン・メイト及び認知症サポーターの養成

※キャラバン・メイトは県による養成数、認知症サポーターは県及び市町村による養成数

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------------|------|------|-----|----|-----|
| キャラバン・メイト数 | 111人 | 101人 | 78人 | 0人 | 93人 |

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-----------|---------|---------|--------|--------|--------|
| 認知症サポーター数 | 15,249人 | 11,054人 | 4,057人 | 4,319人 | 5,259人 |

・若年性認知症に関する研修会の実施

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|------|-----|-----|-------|-----|
| 受講者数 | 129人 | 69人 | 94人 | 約370人 | 72人 |

◆4⑥—3 認知症疾患医療センター運営事業 (健康福祉部 高齢福祉保険課)

県が認知症疾患医療センター（「地域型センター」4か所、「連携型センター」2か所）を設置し、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、担当者の配置による地域包括支援センター等の介護との連携や、医師等地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図る。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 認知症疾患医療センター数 | 6 所 | 6 所 | 6 所 | 6 所 | 6 所 |
| 外来件数 | 1,925 件 | 2,151 件 | 2,005 件 | 2,028 件 | 2,072 件 |
| うち鑑別診断件数 | 1,223 件 | 1,456 件 | 1,262 件 | 1,305 件 | 1,393 件 |
| 入院件数 | 532 件 | 536 件 | 516 件 | 601 件 | 559 件 |
| 専門医療相談件数 | 3,798 件 | 3,678 件 | 3,098 件 | 3,049 件 | 3,085 件 |
| うち電話 | 2,582 件 | 2,653 件 | 2,345 件 | 2,359 件 | 2,529 件 |
| うち面接 | 1,216 件 | 1,205 件 | 753 件 | 690 件 | 556 件 |

⑦障害のある子どもなどに対する相談・療育の充実

障害のある子どもなどに対する相談・療育体制の充実を図るとともに、慢性疾患や精神疾患等を抱える子ども及び発達障害児などに対する各種福祉施策の充実を推進します。

◆4⑦—1 教育・福祉の充実 (県教育庁 学校教育課)

病院内学級では慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患等により入院している児童生徒に、特別支援学校（病弱）では心身症等により入院している児童生徒に対して、医療との連携による教育の充実を図っている。

◆4⑦—2 1歳6ヶ月・3歳児精神発達精密健康診査事後指導事業 (健康福祉部 こどもみらい課)

市町村が実施する1歳6ヶ月児精密健康診査、3歳児精密健康診査の結果、児童相談所における専門的な援助が必要と認められる児童及び養育上の援助が必要と認められる保護者に対し、精神発達精密健康診査事後指導により、援助・指導を行う。

| 相談実績 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-------|
| 1歳6ヶ月児事後指導 | 0 件 | 0 件 | 3 件 | 0 件 | (未) 件 |
| 3歳児事後指導 | 0 件 | 0 件 | 1 件 | 0 件 | (未) 件 |

⑧難病疾患対策等の推進

難病患者に対する各種医療サービスの充実や家族に対する支援を推進します。

◆4⑧—1 難病患者相談事業 (健康福祉部 がん・生活習慣病対策課)

難病患者及びその家族等に対して、医療や療養上の悩み等に関する相談・支援等を保健所で実施。

◆4⑧—2 難病相談支援センター運営事業 (健康福祉部 がん・生活習慣病対策課)

難病患者・家族等への相談・支援を行う拠点施設として、難病相談支援センターを設置。

- ・難病相談支援員によるきめ細やかな相談・支援
- ・関係機関のネットワークを活用した就労支援
- ・患者団体の自主的な活動への支援 等

◆4⑧—3 難病医療ネットワーク運営事業

(健康福祉部 がん・生活習慣病対策課)

神経難病中心から全ての難病を対象とした医療提供体制を整備。

- ・難病医療連絡協議会を設置し、本県における難病対策に係る諸課題を検討・協議
- ・難病医療拠点病院である県立中央病院に難病診療連携コーディネーター・難病診療カウンセラーを配置し、患者の相談支援及び医療機関等との連絡調整を実施 等

5. 教育の充実

(1) 特別支援教育の充実

障害のある幼児・児童・生徒の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な「生きる力」を育むことを目指し、各種施策を推進します。

①障害児に対する早期からの教育・相談・支援体制の充実

障害の早期発見・早期教育により、心身のよりよい発達を促すことが可能となることから、就学前の幼児期の教育について、医療、福祉分野との密接な連携の下に、早期からの相談支援体制の充実を図ります。

◆5(1)①—1 私立幼稚園等特別支援教育費補助

(総務部 総務学事課)

心身障害児に特別支援教育を行う学校法人が設置する私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園に対し、当該教育に要する人件費及び環境整備費等の物件費の一部を助成。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|--------|-----|------|------|------|------|
| 対象幼稚園等 | 41園 | 40園 | 40園 | 48園 | 47園 |
| 対象園児数 | 93人 | 117人 | 132人 | 160人 | 181人 |

※H23まで、2人以上の心身障害児が在園する幼稚園が補助の対象

H24から、1人の心身障害児が在園する幼稚園等も補助対象に追加

◆5(1)①—2 障害のある幼児の教育に関する研修講座

(県教育庁 学校教育課)

障害のある幼児の発達の理解とかかわり方についての研修を行い、担当職員の資質向上を図る。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|------|------|-------|------|------|
| 開催日 | 9/27 | 9/26 | 11/26 | 10/6 | 10/5 |
| 参加者数 | 39人 | 39人 | 43人 | 50人 | 67人 |

◆5(1)①—3 特別支援教育セミナー

(県教育庁 学校教育課)

教育の今日的課題、学校を取り巻く喫緊の課題についての理解を深めるため、県内外の著名な講師を招き、セミナーを開催する。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|----------|------|------|----|----|------|
| 開催回数 | 1回 | 1回 | 中止 | 中止 | 実施無し |
| 参加者数(延べ) | 123人 | 125人 | 中止 | 中止 | 実施無し |

◆5(1)①—4 盲・聾学校幼稚部の在籍者数

(県教育庁 学校教育課)

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 盲学校在籍者 | 0人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| 聾学校在籍者 | 13人 | 12人 | 13人 | 13人 | 13人 |

◆5(1)①—5 就学相談・教育相談会

(県教育庁 学校教育課)

障害のある児童生徒の保護者及び指導担当者を対象に、巡回による就学・教育相談を行う。

| | H3O | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|-----------|----------|----------|----------|----------|
| 開催日 | 7/23~7/27 | 7/23~8/1 | 7/29~8/6 | 7/27~8/4 | 7/25~8/1 |
| 開催日数 | 8日間 | 9日間 | 6日間 | 7日間 | 6日間 |
| 開催地区 | 5地区 | 6地区 | 5地区 | 5地区 | 6地区 |
| 会場数 | 8会場 | 9会場 | 7会場 | 11会場 | 10会場 |

◆5(1)①—6 障害のある子どものための総合支援連絡協議会

(県教育庁 学校教育課)

障害のある子ども及び保護者等に対する一貫した支援のために、関係機関の連携協力に関する協議を行い、地域における総合的な支援体制の整備を図る。

- ・総合支援連絡協議会の開催（県内6地区）
- ・青森県障害のある子どものための総合支援連絡協議会開催

| | H3O | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 開催日 | 4/19、2/19 | 4/22、2/21 | 4/20、2/19 | 4/26、2/21 | 4/25、2/16 |

◆5(1)①—7 就学事務研究協議会

(県教育庁 学校教育課)

就学指導・就学事務上の課題について、研修及び協議を行う。

| | H3O | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|------|------|-----|-----|-----|
| 開催日 | 6/1 | 6/3 | 6/9 | 6/9 | 6/7 |
| 参加者数 | 126人 | 124人 | 93人 | 94人 | 84人 |

◆5(1)①—8 県教育支援委員会

(県教育庁 学校教育課)

県立特別支援学校又は市町村教育委員会から依頼があった障害のある幼児児童生徒について、総合判断を行い、一人一人の障害に応じた教育ニーズに基づき適切な就学を推進する。

| | H3O | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-----|------|------|------|------|-----|
| 開催日 | 5/17 | 5/22 | 6/11 | 6/11 | 6/3 |

②障害の状態や教育的ニーズに応じた教育の推進

障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度を養うことを目的に、個別の指導計画や個別の教育支援計画などを作成し、きめ細やかな指導と関係機関との連携による支援を図ります。

◆5(1)②—1 特別支援学校における交流及び共同学習

(県教育庁 学校教育課)

各特別支援学校において、幼・小・中・高等学校の幼児児童生徒や地域の人々などと活動と共に機会を積極的に設ける。令和4年度は、学校間交流実施校18校のべ96件、地域交流実施校14校のべ64件、居住地校交流実施校15校のべ193件実施している。いずれの取組も、共生社会の形成に向けて、大きな役割を果たしている。

◆5(1)②—2 特別支援学校就職促進事業

(県教育庁 学校教育課)

特別支援学校高等部生徒の主体的な職業意識や職業選択意識を育成し、産業現場等における実習体験を円滑に実施するため、県立特別支援学校高等部15校の生徒に賠償責任保険料及び事業所との事前打合せや巡回指導等に係る旅費を助成。

| | H3O | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|------|------|------|------|------|
| 助成者数 | 690人 | 716人 | 629人 | 642人 | 627人 |

◆5(1)②—3 通級指導教室の設置

(県教育庁 学校教育課)

通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対する教育を充実させるため、通級指導教室を開設する。

- ・令和4年度設置校数 小・中学校33校、高等学校3校

◆5(1)②—4 特別支援教育教育課程県研究集会

(県教育庁 学校教育課)

特別支援学校における教育課程に関する研究成果の発表及び研究協議を行い、もって学習指導等の改善に資する。

| | H3O | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|------|------|------|------|------|
| 参加者数 | 実施無し | 実施無し | 実施無し | 実施無し | 466人 |

◆5(1)②—5 特別支援教育教育課程事務所別研究集会

(県教育庁 学校教育課)

小・中学校の特別支援学級（知的障害）における教育課程に関する研究成果を発表し、併せて研究協議を行い、もって教員等の指導力の向上と学習指導の改善に資する。

| | H3O | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|------|------|------|------|------|
| 参加者数 | 実施無し | 実施無し | 実施無し | 実施無し | 実施無し |

特別支援学校学習指導要領等の改訂に伴い、特別支援教育教育課程県研究集会と兼ねて、特別支援学校新教育課程説明会として実施（R4 実施無し）。

◆5(1)②—6 特別支援教育（知的障害等）新担当教員実地研修会

(県教育庁 学校教育課)

特別支援学級（知的障害等）を初めて担任する教員及び担任経験の少ない教員に対して、特別支援学校（知的障害）で実地研修を行い、障害特性及び学習指導法に関する基本的事項について理解を深めさせ、指導力の向上を図る。

| | H3O | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|------|------|-------|------|------|
| 参加者数 | 140人 | 149人 | ※資料配布 | 200人 | 180人 |

※人数を把握していない

◆5(1)②—7 特別支援教育巡回相談員制度

(県教育庁 学校教育課)

県内の公立小・中学校の特別支援学級、通級指導教室及び特別な支援を必要とする児童生徒が在籍している通常の学級における学級運営及び学習指導の改善・充実のため、特別支援教育巡回相談員に委嘱された教員が、要請により、特別支援学級等担任者の相談に応じ、必要な助言・指導を行う。

| | H3O | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|-----|-----|-----|-----|------|
| 相談員数 | 90人 | 95人 | 94人 | 98人 | 103人 |

◆5(1)②—8 青森第一高等養護学校分教室（重複学級）の設置

(県教育庁 学校教育課)

医療施設における日常的ケアを必要とし、青森第一高等養護学校に通学できない生徒のため、分教室（重複学級）を青森第一養護学校内に設置し、後期中等教育を実施。（R4 対象者なし）

◆5 (1) ②—9 訪問教育指導

(県教育庁 学校教育課)

特別支援学校に在籍し、障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒に対して、教員を派遣して教育を行う。訪問による授業は、年間 38 週、週当たり小中学部は 2 回、高等部は 3 回実施。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|-----|----|----|----|----|
| 小中学部 | 10人 | 8人 | 3人 | 3人 | 2人 |
| 高等部 | 7人 | 4人 | 3人 | 3人 | 2人 |

◆5 (1) ②—10 特別支援学校進路指導主事研究協議会

(県教育庁 学校教育課)

特別支援学校生徒の職業自立を目指すため、障害者の就業に係る関係機関、雇用主及び特別支援学校就職指導担当者等が就職指導上の課題等について協議を行う。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|------|------|------|------|------|
| 開催時期 | 4/22 | 4/22 | 資料配布 | 4/21 | 4/20 |
| 参加者 | 21人 | 21人 | 21人 | 21人 | 21人 |

◆5 (1) ②—11 特別支援学校技能検定事業

(県教育庁 学校教育課)

特別支援学校高等部生徒の卒業後の社会的・職業的自立を促進するため、青森県版「特別支援学校技能検定」の実施及び協力企業等との連携強化等を行う。

(2) 特別支援教育や障害児（者）に対する理解・啓発の推進

障害児（者）が、家庭や地域社会の中で、多くの学習機会を得られるよう県民の理解の促進を図ります。

◆5 (2) —1 障害者の生涯学習支援事業

(県教育庁 生涯学習課)

特別支援学校卒業生の社会性向上を目指し、社会参加学習、スポーツ体験交流等を通して、在校生や地域住民等と交流する機会を提供する。

- ・内 容 一般教養の向上、職業生活、日常生活を豊かにすること、障害者の福祉等についての学習、スポーツ体験交流等。
- ・実施状況 県立特別支援学校 13校で実施（延べ回数：28回）。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|----------|--------|--------|-----|------|--------|
| 参加者数（延べ） | 2,133人 | 1,936人 | 89人 | 119人 | 1,602人 |

◆5 (2) —2 特別支援学校における家庭教育支援事業

(県教育庁 生涯学習課)

障害のある児童・生徒の保護者等が、児童生徒の心理や行動について理解を深め、家庭教育や卒業後の就労等について必要な知識を習得するとともに、同じ悩みを持つ者保護者同士や地域住民との交流の機会とする。

- ・内 容 児童生徒の心理や行動、障害者の就労、福祉、体育、レクリエーション等。
- ・実施状況 県立特別支援学校 20校で実施（延べ回数：80回）。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|----------|--------|--------|------|------|--------|
| 参加者数（延べ） | 1,762人 | 1,668人 | 482人 | 693人 | 1,107人 |

◆5 (2) —3 特別支援学校を活用した生涯学習講座開設事業

(県教育庁 生涯学習課)

県民の生涯学習の推進と開かれた学校づくりを促進するために、県立特別支援学校の有する専門性の高い教育機能を活用して生涯学習講座を開設する。

| | H3O | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|-----|----|----|----|----|
| 実施校数 | 3校 | 4校 | 2校 | 1校 | 2校 |

(3) 特別支援教育担当教員等の資質の向上

特別支援教育を充実させるためには、教職員が特別支援教育に関する専門的知識や技能を身に付けることが不可欠であることから、研修の充実を図ります。

◆5(3)-1 国立特別支援教育総合研究所等への派遣

(県教育庁 学校教育課)

特別支援教育にかかる専門的知識や技術を習得し、資質の向上と指導力の充実を図る。

| 実施状況 | H3O | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-------|-------|------|-------|-------|-------|
| 派遣研修数 | 10 研修 | 9 研修 | ※5 研修 | ※6 研修 | ※6 研修 |
| 派遣職員数 | 18人 | 17人 | 12人 | 16人 | 14人 |

※オンラインを含む

◆5(3)-2 県総合学校教育センターにおける研修

(県教育庁 学校教育課)

特別支援教育に関する専門的知識・技能等を習得し、実践的指導力の向上を図る。

- ・自立活動研修講座、特別支援教育におけるICT活用「基礎・基本」研修講座、教育相談（特別支援教育）研修講座、発達支援と教材教具研修講座、通常の学級のユニバーサルデザイン研修講座等実施

6. 雇用・就業の促進

(1) 雇用の促進と職場定着

障害者雇用についての理解促進と支援機能の充実による障害者雇用・就業の促進を図ります。

①障害者の雇用の促進

障害者の一層の雇用促進と雇用の安定を図るため、国と連携を図り、障害者法定雇用率達成に向けて、障害者に雇用の場を提供する社会連帯責務についての理解を求めるなど意識啓発を推進するほか、地方公共団体等における障害者の雇用及び職域の拡大を推進します。

◆6(1)①-1 障害者雇用率制度に基づく障害者の雇用促進

(総務部 人事課)

障害者の一層の雇用促進と雇用の安定を図るため、障害者法定雇用率達成に向けて、県における障害者雇用に努める。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 県雇用率（6月1日現在） | 2.33% | 2.61% | 2.92% | 2.95% | 2.94% |
| 地方公共団体法定雇用率 | | 2.50% | | 2.60% | 2.60% |
| 採用者数（4月1日付け） | 4人 | 5人 | 3人 | 1人 | 3人 |

平成8年度以降、身体障害者を対象とした職員採用選考試験を実施し、令和5年4月1日まで62名を採用した。なお、令和3年度から、受験資格を知的障害者及び精神障害者に拡大した。

また、非常勤事務員採用試験において、平成30年度から身体障害者を対象として実施し、令和5年4月1日まで25名を採用した。なお、令和元年度から、受験資格を知的障害者及び精神障害者に拡大した。

◆6(1)①-2 障害者雇用促進費

(商工労働部 労政・能力開発課)

障害者雇用優良事業所等表彰式典を開催し、障害者雇用優良事業所及び優秀勤労障害者に対して青森県知事表彰を授与し、事業主の障害者雇用促進に関する認識と理解を一層深めるとともに、障害者の職業的意欲を喚起する。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|---------|-----|----|----|----|----|
| 被表彰事業所数 | 4社 | 1社 | 1社 | 1社 | 1社 |
| 被表彰障害者数 | 4人 | 4人 | 4人 | 4人 | 5人 |

◆6(1)①-3 障害者雇用促進加速化事業

(商工労働部 労政・能力開発課)

事業所訪問等による事業主への障害者雇用啓発と訓練手当の支給や職場実習体制の強化による障害者への雇用支援を一体的に行うことにより障害者雇用を促進する。

②障害者雇用推進に取り組む企業への支援

◆6(1)②-1 知的障害者職親委託事業

(健康福祉部 障害福祉課)

知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高める。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 実施箇所 | 8箇所 | 4箇所 | 9箇所 | 7箇所 | 6箇所 |

◆6(1)②—2 物品等に係る競争入札参加資格審査・契約事務 総務部財産管理課、出納局会計管理課

障害者を積極的に雇用している企業に対して、物品等の競争入札参加資格者名簿登載時の等級格付において優遇措置を講じるとともに、これらの企業の受注機会の拡大に努める。

(2) 障害者の職業能力開発の推進

県立障害者職業訓練校における職業訓練や障害者の多様なニーズに対応した委託訓練を実施するとともに、各種競技大会への参加を支援します。

①職業訓練の着実な実施及び就職支援

県立障害者職業訓練校において、障害者の障害特性やニーズに応じ、多様できめ細やかな専門的職業訓練を行うとともに、訓練内容や施設・設備等についても訓練の充実・高度化のために必要な見直しを図っていきます。

◆6(2)①—1 障害者職業訓練校における職業訓練

(商工労働部 労政・能力開発課)

障害者が職業的自立に必要な技能を身につけて社会参加するための職業訓練の実施。

| 訓練科 | | H3O | R1 | R2 | R3 | R4 |
|---------------------|-----|-----|----|----|----|----|
| デジタルデザイン科 (旧製版科) | 定員 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| | 入校者 | 14 | 8 | 9 | 5 | 7 |
| | 修了者 | 10 | 5 | 7 | 5 | 4 |
| | 就職者 | 3 | 3 | 5 | 4 | 1 |
| OA実務科 | 定員 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| | 入校者 | 13 | 11 | 13 | 11 | 11 |
| | 修了者 | 10 | 8 | 10 | 9 | 8 |
| | 就職者 | 1 | 5 | 7 | 6 | 4 |
| 作業実務科 | 定員 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | 入校者 | 4 | 6 | 5 | 4 | 5 |
| | 修了者 | 4 | 6 | 3 | 4 | 3 |
| | 就職者 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 |

◆6(2)①—2 障害者職業訓練校施設整備

(商工労働部 労政・能力開発課)

障害者職業訓練校における職業訓練に必要な施設・設備の整備。

H3O 実績 なし

R1 実績 パソコン15台、実習用具庫1基

R2 実績 オンライン訓練機器（専用 PC、ディスプレイ、カメラ等）3台、A3 プリンター1台、液晶プロジェクター1台、介護訓練用ベッド1台

R3 実績 パソコン10台、A4カラーインクジェット複合機1台

R4 実績 パソコン15台

②障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施

民間教育機関を活用して、知識・技能や実践能力を習得するための多様な委託訓練を実施します。

◆6(2)②—1 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施 (商工労働部 労政・能力開発課)

障害者個々の多様なニーズに対応した職業訓練受講機会を拡大し雇用促進に資するため、多様な委託先

(社会福祉法人、NPO法人、民間教育機関等)を活用した短期間の職業訓練を行う。

・知識・技能習得訓練コース

民間教育訓練機関を委託先として、パソコンの基本操作やワープロソフト、表計算ソフト等の操作方法を学び、事務処理及び管理業務の効率化を習得する。

| 校名 | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|----------------|-----|-----|----|----|----|----|
| 青森高等技術 専門学校 | 定員 | 9 | 9 | 9 | 8 | 10 |
| | 入校者 | 10 | 7 | 7 | 11 | 10 |
| | 修了者 | 10 | 7 | 7 | 11 | 10 |
| | 就職者 | 1 | 1 | 0 | 2 | 0 |
| 八戸工科学院 | 定員 | 9 | 9 | 8 | 8 | 10 |
| | 入校者 | 5 | 5 | 17 | 9 | 8 |
| | 修了者 | 4 | 2 | 17 | 9 | 8 |
| | 就職者 | 2 | 4 | 6 | 3 | 5 |
| 障害者職業訓練 校 | 定員 | 9 | 9 | 8 | 8 | - |
| | 入校者 | 4 | 7 | 8 | 0 | - |
| | 修了者 | 3 | 7 | 7 | 0 | - |
| | 就職者 | 1 | 1 | 2 | 0 | - |

・実践能力習得訓練コース

企業等を委託先として、事業所現場を活用した実践的な職業能力の開発・向上を行う職業訓練を実施する。

| 校名 | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------------------------------------|-----|-----|----|----|----|----|
| 青森高等技術 専門学校 (むつ管内での 実施含む) | 定員 | 3 | 7 | 7 | 5 | 5 |
| | 入校者 | 3 | 4 | 0 | 1 | 4 |
| | 修了者 | 3 | 2 | 0 | 1 | 4 |
| | 就職者 | 2 | 2 | 0 | 1 | 3 |
| 八戸工科学院 | 定員 | 2 | 9 | 9 | 5 | 6 |
| | 入校者 | 1 | 2 | 3 | 5 | 8 |
| | 修了者 | 1 | 2 | 3 | 5 | 6 |
| | 就職者 | 1 | 2 | 3 | 5 | 5 |
| 障害者職業訓練 校 | 定員 | 9 | 9 | 9 | 5 | 5 |
| | 入校者 | - | 3 | 2 | 1 | 5 |
| | 修了者 | - | 3 | 2 | 1 | 4 |
| | 就職者 | - | 3 | 1 | 0 | 3 |

・在職者訓練コース

在職障害者のスキルアップを支援する。

| 校名 | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|----------------|-------|-----|----|----|----|----|
| 青森高等技術 専門学校 | 定員 | 27 | 23 | 21 | 14 | 21 |
| | 入校者 | 7 | 7 | 14 | 3 | 0 |
| | 雇用継続者 | 7 | 7 | 14 | 3 | 0 |

③各種技能大会への参加の支援

障害者技能競技大会の開催や全国障害者技能競技大会への参加を支援することにより、障害者の職業能力開発に対する意欲向上を図ります。

◆6 (2) ③—1

(商工労働部 労政・能力開発課)

(3) 一般就労への移行を促進するための支援等の充実・強化

障害者が地域の中で普通に暮らすためには、障害者がもっと働く社会とする必要があります。そのため、障害のある人の自立の観点から、就労を望む人が能力や適性に応じて就労に結びつく支援体制と、能力の向上が図られるような支援体制に努めることが必要です。

◆6 (3)—1 工賃向上支援事業

(健康福祉部 障害福祉課)

障害者の工賃アップに向けた就労支援事業所の取組を支援するため、次の事業を行う。

- 農福連携による障害者の就農支援事業

農業に取り組む事業所等が生産した農産物等を集め、一般に販売する農福連携マルシェを開催

- 障害者就労施設工賃向上支援事業

県内各圏域に関係者による協議会を設置し、事業所が生産する商品の販売促進等を図る。また、低工賃の事業所に対し、アドバイザーとともに現地に出向き、課題把握・工賃向上計画の作成等を指導する。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 共同受注窓口 | 3カ所 | 6カ所 | 6カ所 | 6カ所 | 5カ所 |

7. 情報バリアフリー化の推進

(1) 情報バリアフリー化の推進

障害者の社会参加の促進を図るため、パソコン等の情報通信技術（ＩＴ）の活用を促進するなど情報バリアフリー化を推進します。

◆7(1)-1 障害者ＩＴサポートセンター運営事業

（健康福祉部　障害福祉課）

青森県身体障害者福祉センターねむのき会館において、障害者等の情報活用能力の向上を支援するため、障害に応じた講習会の開催やパソコン指導ができる人材の育成等を行う。

周辺機器体感ルームの設置、指導者の育成、講習会の開催。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|------|------|------|------|------|
| 利用者数 | 457人 | 424人 | 183人 | 186人 | 261人 |

◆7(1)-2 字幕入りDVDライブラリー事業

（健康福祉部　障害福祉課）

字幕又は手話を挿入したDVDを制作し、聴覚障害者等へ貸し出す。

青森県聴覚障害者情報センターで貸出（所有数 3,325 番組）

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|------|-----|------|------|------|
| 利用者数 | 19人 | 23人 | 36人 | 58人 | 102人 |
| 貸出件数 | 110件 | 67件 | 115件 | 158件 | 318件 |

◆7(1)-3 県広報紙「県民だよりあおもり」の録音図書及び点字図書の製作・配布並びに県庁ホームページにおけるテキスト版ページ作成

（企画政策部　広報広聴課）

- 年6回(偶数月)発行の「県民だよりあおもり」の録音図書及び点字図書を製作し、配布する。
(一般社団法人青森県視覚障害者福祉会委託)
- 県庁ホームページ内に「県民だよりあおもり」のテキスト版ページを作成（読み上げソフト対応）

◆7(1)-4 県庁ホームページのウェブアクセシビリティの確保のための助言指導

（企画政策部　広報広聴課）

視覚障害者等、ホームページの閲覧に制限がある利用者にも等しく情報が伝わるようアクセシビリティに配慮したホームページとする。

- 各所属で作成するホームページに対する助言及び指導。（隨時）
- 県庁ホームページについてアクセシビリティ対応状況を確認。
- 職員向けにウェブアクセシビリティ研修（オンライン）を実施。

◆7(1)-5 県広報テレビ番組での聴覚障害者向け字幕サービスの実施

（企画政策部　広報広聴課）

県広報テレビ番組「大好き、青森県（RAB）」「メッセージ（ABA）」（H26～）「みんなの県庁！（ATV）」（H28～）において、聴覚障害者向けの字幕サービスを実施。

◆7(1)-6 知事定例記者会見の手話及び字幕付き動画の公開

（企画政策部　広報広聴課）

定例記者会見での知事コメントに手話及び字幕を付けて動画を公開（R 2～）。

◆7(1)-7 障害者や高齢者にiPad等を教える人財育成講座の開催（企画政策部 DX推進課）

視覚・聴覚障害者へICT端末の使い方を教えることができる人財の育成を行う。

- ・ICT サポーター育成に係る講座の開催等（H25～）

◆7(1)-8 障害者が仕事で活用できるICT技術を身につける講座の開催

（企画政策部 DX推進課）

主に聴覚障害者の方を対象に、プレゼンテーションや動画編集など、仕事で活用できるICT技術の講座を行う。

- ・障害者が仕事で活用できるICT技術を身につける講座の開催等（R 3～）

◆7(1)-9 青森県警察ホームページの運用

（県警察本部 広報課・情報管理課）

青森県警察ホームページでバリアフリーページを運用し、視覚障害者に音声で情報の提供を行う。

- ・主な提供情報（事件事故メモ、交通事故情報、相談窓口、各種手続案内等）
- ・バリアフリーページにアクセスしやすいようにデザインのリニューアルを実施（H28年度）

(2) 視覚、聴覚障害者の日常生活意思疎通支援

視覚、聴覚障害者の日常生活意思疎通支援に向けて、手話通訳者、要約筆記者や点訳奉仕員、朗読奉仕員などの養成研修会を拡充し、障害者の日常生活における情報提供の充実を図ります。

◆7(2)-1 手話奉仕員養成事業

（健康福祉部 障害福祉課）

聴覚障害者に関する福祉制度等についての理解を広め、手話で日常会話をうのに必要な語彙及び表現技術を習得させる。青森県聴覚障害者情報センターで実施。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 修了者数 | 37人 | 30人 | 12人 | 20人 | 20人 |
| | 入門課程 23 | 入門課程 21 | 入門課程 12 | 入門課程 8 | 入門課程 11 |
| | 基礎課程 14 | 基礎課程 9 | 基礎課程 中止 | 基礎課程 12 | 基礎課程 9 |

◆7(2)-2 手話通訳者養成事業

（健康福祉部 障害福祉課）

身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等についての理解を広め、手話通訳に必要な語彙・表現技術及び基本技術を習得させる。青森県聴覚障害者情報センターで実施。

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 修了者数 | 23人 | 24人 | 2人 | 16人 | 20人 |
| | 通RI 11 | 通RI 15 | 通RI 2 | 通RI 8 | 通RI 9 |
| | 通RII 6 | 通RII 6 | 通RII 中止 | 通RII 5 | 通RII 8 |
| 通RIII 6 | 通RIII 3 | 通RIII 0 | 通RIII 3 | 通RIII 3 | |

◆7(2)-3 要約筆記者養成事業

（健康福祉部 障害福祉課）

中途失聴者や難聴者等のコミュニケーションの円滑化を図るために、手書き又はパソコンを活用した要約筆記の技術を習得させる。青森県聴覚障害者情報センターで実施。

| | H3O | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 修了者数 | 11人 | 12人 | 1人 | 16人 | 14人 |
| | 講座I 7 | 講座I 9 | 講座I 中止 | 講座I 9 | 講座I 11 |
| | 講座II 4 | 講座II 3 | 講座II 1 | 講座II 7 | 講座II 3 |

◆7(2)-4 点訳奉仕員養成事業

(健康福祉部 障害福祉課)

点字図書の基礎知識、点訳の方法及び実技、身体障害者福祉の概要等について講習を行う。青森県視覚障害者情報センターで実施。

| | H3O | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|-----|-----|----|----|----|
| 修了者数 | 6人 | 13人 | 3人 | 2人 | 5人 |

◆7(2)-5 音読奉仕員養成事業

(健康福祉部 障害福祉課)

声の図書の基礎知識、朗読の方法及び実技、身体障害者福祉の概要等について講習を行う。青森県視覚障害者情報センターで実施。

| | H3O | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|-----|----|----|----|----|
| 修了者数 | 9人 | 7人 | 9人 | 5人 | 5人 |

◆7(2)-6 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

(健康福祉部 障害福祉課)

聴覚障害者の自立と社会参加を図るため、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議等に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣。

| | H3O | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|------|------|------|------|------|
| 派遣件数 | 28件 | 41件 | 30件 | 42件 | 69件 |
| 派遣人数 | 137人 | 182人 | 134人 | 155人 | 307人 |

◆7(2)-7 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

(健康福祉部 障害福祉課)

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、意思疎通及び移動等の支援を行う通訳・介助員を派遣。

| | H3O | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 派遣件数 | 22件 | 40件 | 14件 | 37件 | 37件 |
| 派遣人数 | 28人 | 50人 | 26人 | 51人 | 64人 |

8. スポーツ・文化・芸術活動への参加促進

①障害者スポーツ指導員の養成・活用

障害に応じた適切な指導ができる障害者スポーツ指導員を養成し、障害者のスポーツへの取組みを促進するとともに、障害者スポーツ関係団体の育成に努め、障害者スポーツ人口の拡大を図ります。

◆8①-1 障害者スポーツ指導員養成事業

(健康福祉部 障害福祉課)

障害者スポーツ指導員を養成（初級）するとともに、養成に係る費用の一部を助成（中級）した。

（青森県身体障害者福祉協会に委託）

| <養成人数> | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|--------|-----|-----|-----|----|-----|
| 初 級 | 32人 | 31人 | 18人 | 中止 | 25人 |
| 中 級 | 4人 | 0人 | 4人 | 3人 | 2人 |

②障害者のスポーツ活動への参加機会の拡大

障害者の各種スポーツ大会の開催や全国大会、国際大会等への派遣を行うとともに、種目、参加選手数の拡大を図ります。また、スポーツ教室の開催によりスポーツ活動への参加を促進します。

◆8②-2 青森県障害者スポーツ大会の開催

(健康福祉部 障害福祉課)

県内の障害児者がスポーツに親しみ、競技力の向上を図り、相互交流を深めるとともに、県民の障害者に対する理解と認識の向上を図る。（青森県身体障害者福祉協会に委託）

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-------|---------|---------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 開催時期 | 30.8~9 | R.元.8~9 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止 |
| 競技種目数 | 8種目 | 8種目 | 種目 | 種目 | 種目 |
| 参加者数 | 約2,700人 | 約2,700人 | 人 | 人 | 人 |
| うち選手数 | 1,130人 | 1,172人 | 人 | 人 | 人 |

◆8②-3 全国障害者スポーツ大会派遣費補助

(健康福祉部 障害福祉課)

全国障害者スポーツ大会及び東北・北海道予選大会への参加経費補助。

| <全国大会> | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-------------|-----|-----|-----------------------|-----------------------|-----|
| 開催時期・開催地 | 福井県 | 茨城県 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止 | 栃木県 |
| 派遣人員(選手・役員) | 67人 | 75人 | 人 | 人 | 72人 |

◆8②-4 障害者スポーツ教室開催事業

(健康福祉部 障害福祉課)

障害者の体力増強・交流・余暇等に資するため、及び障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ教室を実施。（青森県身体障害者福祉協会に委託）

- 地区別身体障害者スポーツ大会開催（R4は2地区のみ開催）

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|------|------|-----|-----|-----|
| 参加者数 | 832人 | 785人 | 80人 | 70人 | 92人 |

- 障害者スポーツ教室開催

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|------|------|------|------|------|
| 参加者数 | 929人 | 953人 | 828人 | 461人 | 500人 |

③障害者の文化・芸術活動への参加機会の拡大

文化・芸術活動の振興や拠点整備の推進により、障害者のレクリエーションの振興を図るとともに、文化講演会等における手話通訳者、要約筆記者の派遣や、点字や録音での記録等の充実に努め、障害者の文化活動への参加を促進します。

◆8③-1 芸術・文化講座開催事業

(健康福祉部 障害福祉課)

障害者を対象とした音楽教室、絵画教室等を開催し文化芸術活動の機会を提供するとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備を行う。(青森県身体障害者福祉協会に委託)

- ・絵手紙教室・クッキング教室等の開催

◆8③-2 障害者芸術文化活動普及支援事業

(健康福祉部 障害福祉課)

芸術文化活動を行う障害者本人やその家族、障害福祉サービス事業所、文化施設、支援団体等を支援する拠点として「青森県障害者芸術文化活動支援センター」を設置し、障害者の芸術文化活動の振興を図る。

(社会福祉法人あーるどに委託)

- ・支援者養成巡回プログラムの実施
- ・オンライン展覧会の開催